

## 「建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検」 に関する市民への周知について

### ■概要

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6 月 19 日付で学校の塀についての安全点検について要請があり、その後、6 月 21 日付で学校の塀に限らず、広く一般の建築物を対象に、建築物の既存の塀について所有者等に向けて以下の 2 点を注意喚起するよう国土交通省より要請がありました。

- ① 別紙 1 チェックポイントを用いて安全点検を行ってください。
- ② 安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要になります。

国土交通省において作成されたチェックポイントについては、6 月 22 日より建築局のホームページにてお知らせしているところですが、さらに広く市民に周知するため、市連会・区連会を通じて回覧周知をしていきたいと考えております。

資料 1 : 「建築物の既設の塀の安全点検について」(国住指第 1130 号 平成 30 年 6 月 21 日)

### ■市民回覧資料について

市民回覧資料は資料 2 「ブロック塀等の安全点検をしましょう！」の通りで、以下の内容を簡潔に示した資料を回覧予定です。

- ・安全点検の通知について
- ・塀の安全管理は所有者の責務であること（なぜ自分で安全確認するのか）
- ・安全点検の方法
- ・危険が確認された場合の対応
- ・お問い合わせ先

国住指第 1 1 3 0 号  
平成 3 0 年 6 月 2 1 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

## 建築物の既設の塀の安全点検について

平成 3 0 年 6 月 1 8 日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に 6 月 1 9 日国住指第 1 0 9 2 号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくお願いします。

## 記

### 1. 塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙 1 のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙 2 を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) に掲載しています。

### 2. 関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

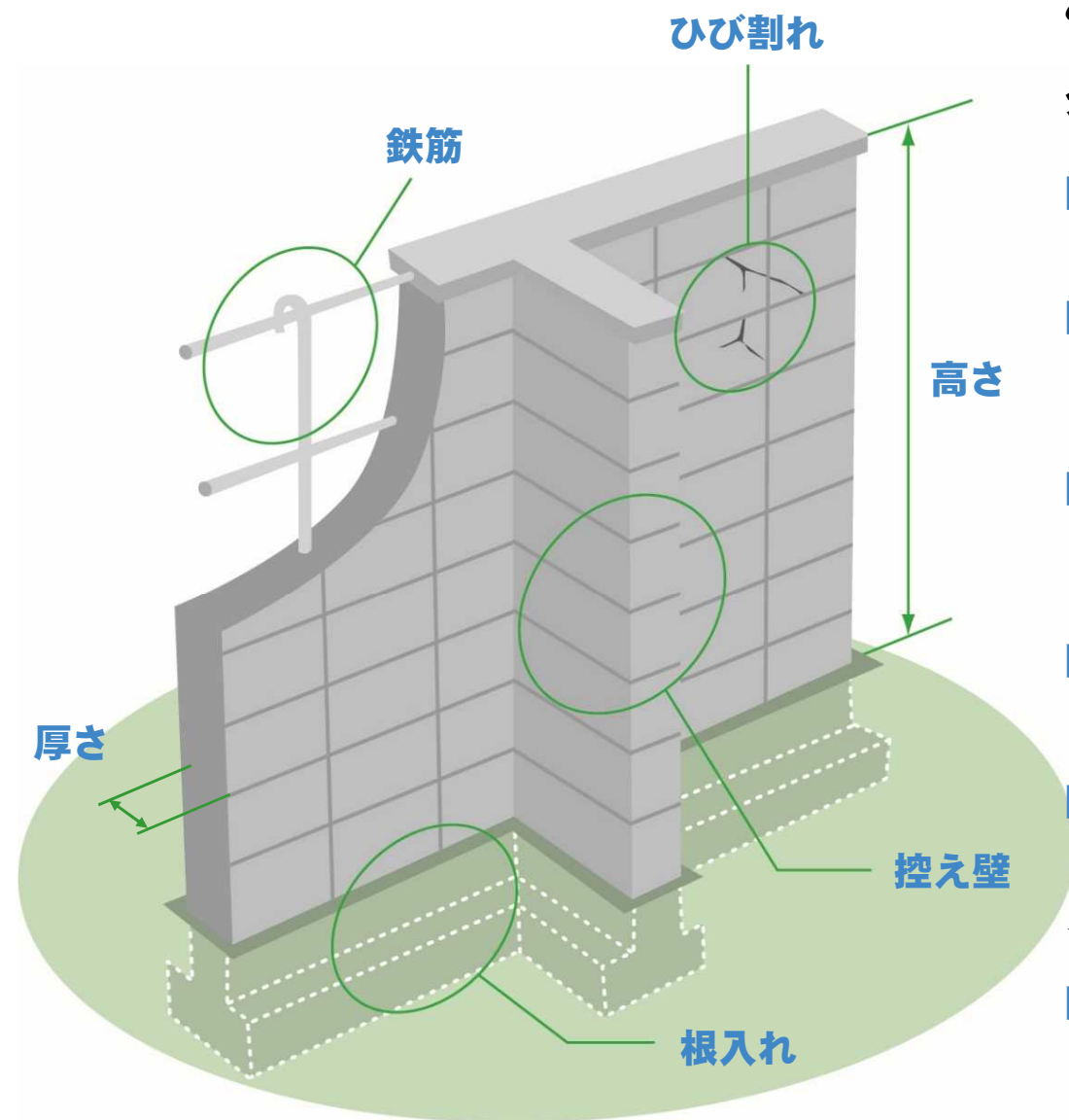
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



(別紙2)

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ 2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは 30センチメートル以上とすること。

# ブロック塀等の安全点検をしましょう！

平成 30 年 7 月 横浜市建築局建築指導部

## ■お知らせ

平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部を震源とした震度 6 弱の地震が発生し、小学校のプールのブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡する痛ましい事故が発生しました。

基準に適合しない塀は、地震の際に容易に倒れ、道路をふさぐ等避難や救助・消火活動の妨げになるだけでなく、人命を奪うこともあります。

このたび事故が発生した学校のブロック塀に限らず、**ご自身が所有しているブロック塀等についても注意が必要です。**ブロック塀が倒壊して事故が発生した場合、所有者がその責任を問われる可能性がありますので、ご自身が所有しているブロック塀等の安全点検を行い、災害に備えましょう。

## ■既設のブロック塀等の安全点検について

**ご自身で所有しているブロック塀等**に関して、国土交通省において作成された**裏面のチェックポイント**を基に安全点検を行いましょう。

## ■点検結果について

チェックポイントによる安全点検の結果、1～5のうちひとつでも不適合がある場合※や分からないことがある場合には、**専門家に相談し対策を検討しましょう。**対策を取るまでの間は、速やかに付近通行者への注意表示等を行いましょう。

※構造計算によって安全性が確かめられた場合はこの限りではありません。

## ■専門家への相談先

本市からは、専門家や業者の紹介はしていませんが、ブロック塀の施工業者や専門家がない場合には、下記の関係団体等のご連絡先を参考にしてください。

### ○建築士や建築士事務所等へのご相談

団体名	連絡先	ホームページ
(公社)日本建築家協会関東甲信越支部	電話：03-3408-8291	<a href="http://www.jia-kanto.org/">http://www.jia-kanto.org/</a>

### ○ブロック塀に関する診断のご相談

(公社)日本エクステリア建設業協会	—	<a href="https://jpex.or.jp/shindansi">https://jpex.or.jp/shindansi</a>
-------------------	---	---

### ○上記のほか、住宅（塀を含む）のご相談

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	電話：「住まいるダイヤル (0570-016-100)」	<a href="https://www.chord.or.jp/">https://www.chord.or.jp/</a>
------------------------	------------------------------	---

## 参考

○国土交通省ホームページ

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について（国土交通省HP）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

## お問い合わせ先

建築局 建築指導部 情報相談課 TEL 045-671-2953

裏面あり

# ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

